

都城市お試し滞在制度宿泊費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市は、本市に移住し、又は定住することを目的とした活動を実施するために、本市を訪れ、これに伴って市内に所在する宿泊施設を利用する市外住民等に対し、都城市お試し滞在制度宿泊費助成事業（以下「助成事業」という。）として宿泊施設の利用に要する費用の一部を助成するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成事業による宿泊費助成（以下「宿泊費助成」という。）の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、本市を訪れる者の親が本市に居住する場合であって、当該訪れる者が当該親の居住する住宅に宿泊できるものである場合を除く。

(1) 市外に住所がある者

(2) 本市に移住・定住する意思のある者であって、次に掲げるいずれかの活動を行うために本市を訪れるもの

ア 市内で住居又は仕事を探す活動

イ 市内に移住し、又は就業することを前提として、市内で実施されている体験活動等に参加する活動

ウ 市内で就農することを目的とした視察及び体験を行う活動

エ 移住活動の一環として、市の文化、歴史並びに風土及び気候を知るための活動

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める活動

(3) 滞在期間中に本市の担当者と移住・定住に関する相談を行う者

(宿泊費助成対象施設)

第3条 宿泊費助成を受けることができる宿泊施設（以下「助成対象宿泊施設」という。）は、別表左欄に掲げる宿泊施設とする。

(宿泊費助成額等)

第4条 宿泊費助成の額は、別表左欄に掲げる助成対象宿泊施設ごとに、同表中欄に規定する額を助成する。ただし、この告示に基づく助成は、1人当たり1回を限度とする。

(助成券交付申請)

第5条 助成事業を利用しようとする者（2人以上で利用する場合は、代表者に限る。）は、都城市お試し滞在制度宿泊費助成券交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市に滞在を開始する予定の日から起算して2週間前までに市長に助成券の交付を申請しなければならない。

(助成券の交付)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、助成対象者に都城市お試し滞在制度宿泊費助成券（様式第2号。以下「助成券」という。）を交付するものとする。

(助成券の利用)

第7条 助成対象者は、助成対象宿泊施設を利用しようとするときは、前項の助成券を当該施設にチェックインするときに提出しなければならない。

(助成対象活動の報告)

第8条 助成対象者は、第2条第2号に掲げる活動が終了した日から起算して1月以内又は会計年度末のいずれか早い期日までに、都城市お試し滞在制度宿泊費助成事業実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(費用の請求)

第9条 助成券を受け取った宿泊施設は、都城市お試し滞在制度宿泊施設使用料請求書（様式第4号）に助成券、宿泊費明細書及び助成金計算書を添付し、市長に請求するものとする。

(助成の取消し)

第10条 市長は、助成対象者又は宿泊施設が次の各号のいずれかに該当するときは、助成額の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、不正の行為があると認められたとき。

(助成額の返還)

第11条 市長は、前項の規定に基づき、助成を取り消した場合においては、期限を定めて当該助成額の返還を命ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条、第4条関係）

助成対象宿泊施設	助成額	助成限度額
青井岳荘、かかしの里ゆぼっぼ及びラスパたかざき	助成対象者1人1泊当たり宿泊費から2,000円を控除した額	1世帯当たり2名までとし、2泊を限度とする。
観音さくらの里（バンガロー利用）	(1) 1人利用の場合 1棟当たり宿泊費から2,000円を控除した額 (2) 2人利用の場合 1棟当たり宿泊費から3,000円を控除した額	同上